

就労系障害福祉サービスでの在宅利用の取扱いQ&A

令和5年11月16日
八代市 障がい者支援課

Q 1 対象となるサービス種別は何ですか。

A 1 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）です。

Q 2 在宅利用が認められたことを、受給者証で確認できますか。

A 2 受給者証へ「支給決定期間に限り在宅利用可」を印字して、
対象者あてに送付します。

Q 3 今まで在宅利用であって、サービス更新時に市へ提出すべき書類は何ですか？

A 3 現在も在宅利用であり、そのまま継続して、在宅利用の場合のサービス更新時には、「就労移行支援及び就労継続支援における在宅でのサービス利用届出書」の提出は不要ですが、「個別支援計画」を市へ提出が必要です。

ただし、今まで、「就労移行支援及び就労継続支援における在宅でのサービス利用届出書」を一度も提出したことがない場合は、更新であっても提出が必要です。

Q 4 利用する事業所を変更した場合、あらためて「就労移行支援及び就労継続支援における在宅でのサービス利用届出書」を提出する必要がありますか。

A 4 新たに利用する事業所から届出書の提出が必要です。
在宅でのサービス利用による支援効果が認められる必要がありますので、
事業所を変更する場合は、すでに在宅利用の届出があるかどうかに関わらず、
届出書を提出してください

Q 5 サービス利用の流れのフローチャート内に

「利用者の体調不良時はしっかり休ませると記載がありますが、
精神疾患のケースの体調不良についてはどのように対処したらよいですか？

A 5 基本的には、体調不良時は、インフルエンザ等の流行性疾患を想定していますが、
精神疾患によるものも同様に、体調不良によって就労の機会の提供やその他在宅利用者が行う作業活動や訓練等のメニューが利用できる状態にないということであれば、就労の機会を提供することが前提としてあるため、本体請求は不可です。
欠席時対応加算で対応してください。（なお、欠席時対応加算の要件についてはご確認ください。）

精神疾患による体調不良が続く場合には、医療機関や相談支援専門員と支援の内容について、連携をとるようにしてください。

※就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について
2（3）①アより（平成19年4月2日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

Q 6 「在宅時生活支援サービス加算」とは、どのようなものですか。

A 6 居宅で就労系サービスの利用を希望する者で、居宅での支援を行うことが効果的であると市区町村が認めた者に対して、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所が費用を負担し、居宅において利用者の生活に関する支援を行った場合に1日につき300単位を算定できる加算です。居宅介護や重度訪問介護を利用している者で、就労移行支援や就労継続支援を居宅で利用する際に、生活に関する支援を受けなければ、居宅での利用が困難な者に支援した場合、算定できます。